

再圃場整備事業 Q&A

Q1：今回の圃場整備の1枚の圃場条件が1～2haと聞いているが、中山間地の場所についての圃場の条件はあるのか。

A1：中山間地の1枚の圃場は、最低0.5ha（5,000㎡）を目指しています。

Q2：現圃場の水源は、大川、山間の川及び数カ所の溜池で賄っているが、圃場が大きくなるに伴い、水の確保が今まで以上に必要になってくるのか。
また、不足した場合の水の確保はどうなるのか。

A2：設計業者が流域設備等の現地調査を行い、土地改良事業計画設計基準等に則って設計し、水路断面等を決定していきます。

Q3：現在の利用権設定している圃場で、農業振興地域に指定されていない圃場があるが、再圃場整備の条件に入るのか。

A3：農業振興地域へ編入していただく必要があります。

Q4：1法人の経営面積を100haと聞いているが、近隣の再圃場整備法人との調整方法等どのように集積していくのか。

A4：担い手を確保していくためには、近隣の農業法人と連携していくことが重要になってきます。農林課、地域と「集落型農業法人の将来ビジョン」を作成して推進していきます。

Q5：再圃場整備をするにあたり、必ず実施しておかなければならない条件は、何があるのか。

- ① 今の組合員に相続は完了していること。
- ② 不在地主等への徹底事項など。
- ③ 1組合員の同意が得られなければ、採択されなくなるのか。

A5：

- ① 相続登記の完了は必須ではありませんが、未実施の場合、相続権利者全員の事業同意を取りまとめていただきます。
- ② 不在地主については、町の方で所在確認をしていきますが、地元で連絡がとれる方がおられましたら情報提供をお願いします。
事業を進めるにあたり、町から意向調査をして行く際に、事業説明の資料を送付していきます。
- ③ 事業を進めるにあたり事業区域内の地権者・担い手の事業への同意が必要になります。同意を得られない場合は、事業区域の見直しが必要です。

Q6：再圃場整備後は、農地中間管理機構を通しての利用権設定となるが、土地所有者の小作料の考え方はどうなるのか（法面等で今までの圃場の面積が通用しなくなるので、耕作面積で所有者の面積を案分していくのか）

A6：面積按分も手法の一つと考えますが、出し手（土地所有者）と受け手（耕作者）の合意のもと決定されます。

Q7：面積等の農地の条件等で変わってくると思われるが、約何年で再圃場整備は完了できるのか。

A7：事業採択後の翌年度に実施設計、その翌年度から工事実施となり、国の予算の状況にもよりますが、約10年前後の期間が見込んでいます。

Q8：再圃場整備事業に取り掛かった時は、全圃場の耕作はできなくなるのか。また、再圃場整備に関わらない場所については、耕作できるのか。

A8：水稻作付けの休止期間は、その区域の工事期間中の約1年から最大2年程度、整備が完了した農地から一時利用地の指定（仮換地）を行い営農が再開できます。工事期間中（一作程度）休耕していただくこととなります。